

取引力強化推進事業のご案内(2次募集)

中央会では、小規模事業者組合等を対象に令和2年度取引力強化推進事業の実施組合等を募集しています。

中小企業及び小規模事業者が経営力を向上し、収益を改善するためには、組合組織を活用して不足する経営資源を補うとともに、経営基盤の強化を目指した取引力の強化が不可欠です。そこで、本事業により、組合員である中小企業及び小規模事業者の取引力強化促進を図るために実施する取組に対して支援を行います。

1. 事業内容

中小企業・小規模事業者が連携して、共同事業の活性化や受注拡大等、取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な事業。

<具体的な事業分類>

中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等取引力の強化促進を図るために行う、先進的又は波及効果・横展開が期待できる事業。

A. 共同事業活性化：共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等行う組合HPやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

B. 受注促進：共同受注促進のため、組合ブランド商品のHPやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

C. ブランド構築：連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業。

D. 取引条件改善：団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業。

E. その他：上記の他、業界の特徴等を踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための事業。

2. 補助対象者

本事業の補助対象となる組合等は、以下の要件を備えているものとします。

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (2) 事業協同小組合及び企業組合。
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの。
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。

- (5) その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- (6) 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であって、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

※小規模事業者

常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社及び個人

3. 補助対象組合の要件

①事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがないこと。②本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。③本年度、本事業と同様の内容の事業について、国から助成を得ていないこと。④組合等の財政が健全であること。⑤暴力団排除に関する誓約事項に違反していないこと。⑥2. 補助対象者で定める組合等のうち、(5)で定めるその他の特別の法律に基づく組合及びその連合会並びに(6)で定める一般社団法人については、令和2年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

4. 補助金額・補助率及び補助対象経費

(1) 補助金額・補助率

補助金額総額は1,000千円(税抜)。1件当たりの補助金額は500千円(税抜)を上限(下限額は100千円(税抜))とし、補助対象経費総額(税抜)の2/3を助成します。

(2) 補助対象経費 本事業における補助対象経費は以下のとおりです。

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

5. 補助事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた日から令和3年2月5日まで

6. 受付期間・申請書類の提出

令和2年6月12日(金)～6月26日(金)まで受付。

申請を希望される組合には、応募書類等を送付致しますので、下記までご連絡下さい。

問い合わせ 奈良県中小企業団体中央会 業務課

電話0742-22-3200 FAX 0742-26-0125